

## 第14回

### 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室
3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

11番 磯部絹代

5. 議事日程

#### 議事

- 議案第114号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第115号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第116号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第118号 非農地証明願について
- 議案第119号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業:利用権設定)
- 議案第120号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 議案第121号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に

ついて（所有権移転）

議案第122号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 農地法施行規則第29条第1号の規定による届け出について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出の取下げについて（報告）
- 3) 農地移動適正化あっせん申出取下げについて（報告）
- 4) 営農面談及び新規就農者ヒアリング資料について
- 5) 農地対策委員会A班報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定申請者一覧表（3月認定分の資料）
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎	僚	

事務局

職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。  
引き続き、職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理者

皆様こんにちは。新型コロナの部分で、緊急事態宣言が出されまして、糸島のほうでも7名の発症者が出ております。そういう中で、今日は総会ということですが、農業委員会の総会を休むわけにまいりませんので、皆さんもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより第14回糸島市農業委員会総会を開催いたします。本日は磯部委員の欠席の連絡を受けております。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さん御起立の上、よろしくお願ひいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局

ありがとうございました。内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

議事録署名人を指名いたします。成吉委員と宗孝幸委員をお願いいたします。以上です。

それでは、紹介等をお願いします。

事務局

今、会長のほうから紹介ということで、農業振興課の職員につきましては異動があつておまして、今回の資料が多くございますけれども、異動の職員名簿というところを1枚、両面刷りの片面のほうに準備しておりますので、後で御一読いただきたいと思ひます。会長大会の開催中止の裏面に異動があつた方については異動という部分を載せておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

まずもつて農業委員会事務局のほうに異動になりましたので、その異動のみ御紹介させていただきます。

— 異動者紹介・挨拶 —

議長

それでは、議事に入りたいと思ひます。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第114号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん及び推進委員及び譲受候補者の選定をお願いしたいと思います。  
それでは、1番から提案させていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上4件、譲受候補者の選定のほうをよろしく願いいたします。

議長

それでは、あっせん推進委員、あっせん農業委員さんの指名をいたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、あっせん候補者の選定をよろしく願いいたします。

さっきちょっと手違いがありましたように、あっせん候補者名簿に載っておらないとあっせん候補者としては認められませんので、そこらは確認しながらよろしく願いいたします。

それでは、協議に移ってください。

(休憩)

議長

それでは、1番より報告をしていただきます。  
それでは、報告をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議長

それでは、受付番号2番をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議長

それでは、受付番号3番をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議長

それでは、受付番号4番をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議長

それでは、もう一度事務局のほうから確認をお願いします。

事務局

【候補者名確認】

以上でございます。

議長

それでは、あつせんに向けてよろしく願いいたします。

また、あつせん委員で欠席されている方につきましては、連絡を取りながら進めていってくださいますようお願いいたします。

農業委員

今、農業委員の息子さんの名前が出られたと思いますが。

議長

本人じゃないけん、成立のときは、あつせんがまだ成立しておらんけん。事務局。

事務局

今の議事参与の制限に係るところでございますが、議事参与、農業委員会総会につきましては、法令の審査の部分で携わる分でございます。例えば、今回あつせん譲受候補者という部分につきましては、候補者として上げる部分ということで、例えば後に出てくる農地法3条であるとか、4条、5条であるとか、法令審査に係ってくる部分に該当してくる方が自己または同居の親族、もしくは配偶者に関する案件でございますと、当然議事参与の制限に触れるということで御退出を頂くわけですが、今回、譲受候補者の選定での指名でございますので、法令事務に係るものではないというところでございます。

当然あつせん委員になられた方が譲受候補者になる場合につきましては、あつせん委員としての辞退をして、その方が譲受候補者として選定するという議案についても御退席いただくわけではございませんので、今回、法令審議に係る部分というところから離れているというところで、問題がないと確認しております。

議長

よろしいでしょうか。

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第115号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、3条に関する説明を番号1番からお願いします。

農業委員 番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上です。

議 長 それでは、番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、番号4番、5番をお願いします。

農業委員 受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

よろしくをお願いします。

議 長 それでは、6番を説明します。

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

よろしくお願ひいたします。

ということで、受付番号5番に対しましては、譲受人が新規就農者という  
ことで、第3調査部会のほうで面談を行っております。

調査部会のほうより説明をお願いいたします。

副部長 第3調査部会の報告をさせていただきます。

新規就農の面談ですけれども、ページは82ページを御覧いただきたい  
と思います。

【資料に基づき読み上げて報告】

第3調査部会としましては、現在営農されております伯父さんも従事者として計画に入っておられることと、ミカン栽培がメインということでございますので、営農は可能ではないかという判断をいたしております。

本人は、就農の状況確認を行いますので、しっかりやっていていただきたいということを声かけておるといところでございます。

以上、報告を終わります。

議長 それでは、何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、審査表に関わることについて、事務局お願いします。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。

農地法3条の申請につきましては、こちらの7項目を判断材料としまして御審議いただくこととなりますけれども、この7つの項目に1つでも「はい」に該当しますと原則許可できないということでございますが、今回、全ての申請につきまして「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断という部分では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長 それでは、採決に移りたいと思います。

第3条につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第116号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、今から調査部会のほうから説明をお願いしたいと思います。  
よろしく願いいたします。

副部長 第3調査部会より報告をさせていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分が第3種農地に該当しており、問題はありません。

開発許可の関係でございますので、市関係各課の協議が必要となっております。

周辺農地に影響がないことから、第3調査部会としては許可相当と判断をいたしております。

以上、報告をいたします。

議長 それでは、第4条につきましての審査項目の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。

農地法第4条の許可申請につきましては、13ページに記載しております一般基準という部分と14ページに記載しております立地基準より判断することになりますけれども、まず13ページの一般基準につきましてですが、この項目につきましては全て「適当」とか「該当なし」となっております、問題ございません。

14ページの立地基準でございますが、立地基準上の農地区分としては第3種農地となりまして、問題がないということでございます。

よりまして、書類上の判断ということでは立地基準、一般基準とも許可相当と言えるものでございます。以上です。

議長 ただいま第3調査部会、並びに事務局のほうから報告がありました。  
何か質問、意見がありましたらどうぞ。

農業委員 このドライブインの南側にあります農地ですけれども、そこで取れたものをこのドライブインで出すようにしたいという話も聞いておりましたが、その上のほうの農地の作付具合というのは、何かきちんとやっておりますかということを考えております。

事務局 今回、調査部会のほうでも現地までは入っておりませんが、現在見たところは、造成途中ではないかと思います。特段作付状況といえば、以前確認したところの頂上付近にあるコウライニンジンじゃなくて、オカワカメ



でしたかね。こちらのほうのみではないかと思っております。

農地で収穫した作物も活用したレストランということでは聞いておる状況ですが、現地の作付状況までは、新しい情報としてはちょっと持っておりません。申し訳ございません。

議 長 地元委員、何か知ってあることがあったらお願いします。

農業委員 この申請地のちょっと上側のほうがある程度造成されて、きれいに畑になっております。

作付のほうは、前行ったとき、上のハウスにオカワカメを作っているということで、工事がちょっと、重機を置いてないんで、今進んでいない状態です。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。  
第4条につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(挙手 16人)

議 長 多数です。  
開始から1時間たちましたので、ここでちょっと休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

議 長 皆さんそろっておられるみたいですので、始めさせていただきます。

議 長 それでは、事務局。

事務局 議案書の21ページをお願いいたします。  
議案第117号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第5条の審議に移ります。

調査部会のほうより説明をお願いいたします。

副部会長

農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して建築される住宅であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

開発許可の案件であります。関係各課の協議も調べていますし、周辺農地に影響もないことから、第3調査部会としては許可相当と判断をいたしております。

続きまして、番号2。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第3種農地で問題はありません。

特に関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから、第3調査部会では許可相当と判断をいたしております。

続きまして、番号3。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第3種農地で、問題はありません。

特に関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響もないことから、第3調査部会では許可相当と判断をいたしております。

続きまして、番号4。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分が第3種農地に該当しており、問題はありません。

開発許可の案件でもありますし、関係各課の協議も調います。周辺農地に影響がないことから、第3調査部会では許可相当と判断をいたしております。

それから最後になりますけど、番号5。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地区分は第2種農地で、ほかの代替地もなく、問題はありません。

開発許可の案件であります。特に関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地の影響もないことから、第3調査部会では許可相当と判断をいたしております。

以上、5条申請の報告を終わります。

議 長

それでは、5条につきまして審査基準につきまして説明をお願いいたします。

事務局

議案書の13ページをお願いいたします。

農地法5条許可申請につきましては、13ページに記載しております一般基準で、今議案書にあります21ページから立地条件のほうを記載しておりますけれども、まず一般基準でございますが、審査項目につきまして全て「適当」「該当なし」というところがございますので、一般基準につきましては全てクリアしておるという状況でございます。

21ページに行きまして、1番からでございますが、こちらは第1種農地ということでございますけれども、23ページの位置図がありますが、集落に接続する、いわゆる道路を挟んで向かい側に集落が3戸以上ございますので、こちらに接地した形での住宅建築ということで、不許可の例外に該当し、こちらのほうも問題ないということです。

2番につきましては、都市計画法上の用途地域、住居地域というところで用途地域が指定されておりますので、こちらも第3種農地に該当しているところでございます。

3番も同様に都市計画法上の用途地域区域内ということで、農地法上も第3種農地で問題ございません。

4番につきましては、先ほど農地法4条と同じ条件でございますが、第3種農地となりまして、問題もないということです。

最後5番でございますが、農地の広がり5ヘクタール未満というところで、第2種農地に該当しますし、ほかの代替地がないという状況でございます。よって、問題がないということになりまして、一般基準、立地基準につきましては、書類上の審査でございますが、許可相当であると言える内容でございます。以上です。

議 長

それから、番号2番については、敷地拡張でいいのか。

事務局

今、議長のほうから、2番については住宅敷地の拡張でよいのかというところでございますが、県のほうにも確認しているところですが、敷地につきましては、区で所有している。実際、建物については申請人の所有というところが確認できておるという中で、審議する上で、こちらが敷地拡張では駄目だとかいう部分はないということでもございました。今、検討中ということではございますが、転用申請の目的という部分では、駐車場の設置じゃないかというところもあるんですけども、現在のところ、この敷地拡張という転用目的で県のほうも審議はしているという状況でございますので、特段この状況のまま進めてよろしいのかなと思っております。

議長

はい、分かりました。

それでは、今説明があった5条につきまして、質問、意見がある方はお願いいたします。

農業委員

今、会長が言われた部分、関連があるみたいな感じですが、3番の件でちょっとお伺いしたいんですが、議案書には転用目的は住宅敷地の拡張ということになっていますが、説明では駐車場というふうな説明があったみたいなんですが。

議長

事務局。

事務局

そうですね。調査部会長の転用申請書の分については、今も転用目的としては住宅敷地の拡張というところで、こちらは県のほうにも2番、3番を併せて問い合わせしているところなんですけれども、敷地が接地しているという状況で、住宅に駐車場が付き物だということの意味合いで敷地の拡張というところで申請のほうを上げておると。こちらと同じく端的に目的でいけば駐車場じゃないかというところもあるんですけども、県のほうもこの案件についても申請の内容どおり受け付けるというところで伺っておりますので、特段目的というよりも転用が可能であるかないかという見込みの分での判断を頂ければと考えております。以上です。

農業委員

この住宅というのは借家みたいな感じですか。

事務局

申請人が、今宮崎のほうに航空自衛隊の方で行っておりまして、現在は妹さんが居住されておると。こちらの敷地のほうに2台というところは実際に使ってあって、今手狭な状態というところで、こちらは退職後に戻ってくるというところなんです。以上です。

農業委員

はい、分かりました。

議 長

ほかに何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

5条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、続きまして、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の49ページをお願いいたします。

議案第118号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、非農地証明願について、調査部会のほうよりお願いいたします。

副部会長

議案第118号「非農地証明願について」。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

52ページの地図をお願いいたします。それと、資料では13ページと14ページをお願いいたします。

申請地は、住宅の壁に挟まれた排水溝となっております、耕作ができる状況ではありませんでした。

続きまして、番号2。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案資料の54ページの地図をお願いいたします。それと現地資料は15ページと16ページをお願いいたします。

申請地は、住宅の庭となっております。

この住宅が昭和41年8月に増築がされておまして、20年以上前から建築物の敷地となっていることが認められました。

現地の状況から、第3調査部会では認定相当と判断をいたしておりま

す。

続きまして、番号3ですね。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

56ページの地図をお願いいたします。それと、現地調査資料の17ページと18ページをお願いいたします。

申請地は山林化、森林化が進んでおりまして、農地の復元は困難であると認められました。

現地の状況から、第3調査部会では認定相当と判断をいたしております。

続きまして、番号4。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

本冊の58ページの地図をお願いいたします。それと調査資料の19ページと20ページをお願いいたします。

申請地は、美容室が建築をされておりまして、美容室の営業開始が平成4年12月であることから、現地の状況を添付資料によりまして確認ができました。このことから、20年以上前から建設物の敷地として使用されていることが認められました。

現地の状況から、第3調査部会では認定相当と判断をいたしております。

続きまして、番号5ですね。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

本冊の60ページの地図をお願いいたします。現地資料の21ページと22ページをお願いいたします。

申請地は、宅地への進入道路となっております。

この宅地は、昭和46年4月に新築されたことが確認できまして、20年以上前から道路として使用されていたことが認められました。

現地の状況から、第3調査部会では認定相当と判断をいたしております。

最後になりますけど、番号6。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

本冊の62ページの地図をお願いいたします。調査資料は23ページと

24ページをお願いいたします。

申請地は、住宅の一部となっております。

この住宅は、昭和43年11月に新築がされておまして、20年以上前から住宅の一部であったことが認められました。

現地の状況から、第3調査部会では認定相当と判断をいたしております。

以上、報告をします。

議長

ただいま非農地証明願につきまして説明がありました。

何か質問、意見がありましたら、お願いします。どうぞ。

職務代理者

建造物の敷地として20年以上経過しておたら許可の部分になるわけですが、都市計画部のほうで市街化調整区域であり、線引き以前からの建物の敷地であった。前原のほうは線引きが昭和58年ですから、都市計画のほうはいいとですかね。

議長

事務局、その辺は。

事務局

恐らく今回、住宅の敷地、受付番号2番とか6番ですかね。確かに今回43年の建築であるとか、41年の建築であるとかというところで、職務代理がおっしゃった58年7月に線引き、都市計画しておるところで、こういう意見が出るんですかという部分については、統一したものを出してくれというか、意見の内容がどういう意味合いで書いておるのかという内容をちょっと確認したいと思います。

確かに非農地証明の発行基準の前提としましては、他法令の違反云々になく、現状が非農地化しているかどうかでの判断も可能だということもありますし、またこういう部分については個別に判断していこうという取決めもございます。

都市計画法違反というところで、本人等とか58年当時であれば当然航空写真で確認できる内容でございますので、まずは都市計画課のほうからこういう意見を書いた場合、今後、申請人等がどんな対応が要るのかということも含めて確認します。

非農地証明の判断につきましては、こういう意見がありますが、一方では現状で確認するものという発行基準もございますので、都市計画の意見につきましては、確認して後日報告ということも取りたいと思いますが、御審議のほうとは別で御判断いただければと思っております。

議長

よろしいですか。

職務代理者	はい。
議長	ほかに何か質問、意見ありましたら。奥委員。
農業委員	受付番号3番で聞きたいんですが、雑木とか大分切ってありますよね。切ってから造成されるのかどうかということをちょっと聞きたいんですが。
議長	事務局。
事務局	こちらは写真が悪くてすみません。入り込んだもんやけん、手前の土地から写真を撮っています。伐採しているように見えますけど、ちょっと写真が悪くて申し訳ないです。
議長	ほかに何か質問がありましたら、どうぞ。  (質問、意見なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 非農地証明願につきまして、発行することに同意される方の挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	それでは、次の議案に移ります。事務局。
事務局	議案書の64ページをお願いいたします。 議案第119号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について」御審議をお願いいたします。 こちらにつきましては、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。 議案第119号という別冊があると思いますが、こちらの内容でございますので、別冊のほうも御準備をお願いいたします。 それでは、担当の者から内容説明をさせていただきます。
事務局	糸島市農用地利用集積計画について御説明いたします。 今回提案いたします農用地利用集積計画は、令和元年度の第2回公募に



て募集しました農地中間管理機構への貸付申出のうち、担い手への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。

貸付開始日は令和2年、今年の6月11日から合計51筆9万9,939平米となっております。

大半はJA転貸が中心になったというところで、それからの切替えでございます。

これらの配分案につきましては次の議案で御説明いたしますが、この集積計画が決定されますと、農地中間管理事業での集積累計は約175ヘクタールとなります。この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がありました農業経営基盤強化促進法についてということで、利用権設定のあれですけども、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。  
利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の65ページをお願いいたします。

議案第120号「農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

こちらの内容につきましては、ただいまの議案第119号で、推進機構への貸付けの決定を頂いた農用地につきまして、今度は推進機構が借手農家さんへの貸付配分の計画の審議でございますので、よろしく願いをいたします。

今配りました別冊議案の11ページほどめくった内容に120号という形で、ちょうど開けていただければこちらのほうの内容になっております。同じ別冊のとじ方で、真ん中以降が120号の議案になるものです。

説明のほうは事務局のほうで行います。

事務局

引き続き説明させていただきます。座って失礼します。

農用地利用配分計画（案）について御説明いたします。

この配分計画（案）は、先ほどの議案で集積が決定された約10ヘクタールの農地につきまして、福岡県農業振興推進機構が農地中間管理機構として転貸先の決定を行う際に必要となるものです。

内容としましては、地域の担い手17名に配分する案になっております。

決定としましては、昨年第2回以降、借受けを希望された方であり、全員認定農業者となっております。

市がこの配分計画（案）を作成するに当たり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとされております。

つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画（案）を受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか御意見を伺うものです。

なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会后、5月に推進機構が農地利利用配分計画を決定し、県知事の認可公告を経て設定される予定です。

以上、よろしく願いいたします。

議長

何かこれにつきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員

1番についてお伺いします。

10アール当たりの賃借料がここだけえらい高いですが、これ全体での金額じゃないですか。

事務局

確かにこの値段で設定されています。ちょっと御事情までお伺いはしてなかったんですが、ここは間違いではなくて、確かに御本人さんたちの持ち主、借主も、この金額で同意していらっしゃるというところがございます。すみません、どんな御事情でこの値段になったかというのはお聞きしてなかったんですが。

農業委員

間違いのないとならいいです。

事務局

はい、間違いなくこの単価です。

議長

ほかに何かありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。  
配分計画に異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の66ページでございます。

議案第121号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」でございます。

こちらは所有権移転、特例事業、売買事業の内容でございます。  
内容の説明をいたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、3件の所有権移転の申請でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局のほうで説明がありました基盤強化促進法に基づく利用集積計画ということで、何か質問、意見がありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。  
利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の69ページをお願いいたします。

議案第122号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。

こちらの議案につきましては、受付番号2つございまして、69ページ

と72ページの2件ございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、ここは第3調査部会が調査しております。  
報告をお願いいたします。

副部会長

69ページです。受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地は、昨年12月の総会で住宅附属農地として指定を行いましたが、今回申請地を申請するのを漏らしてあったために今回申請をされておるとい状況です。

当時の状況も踏まえ、住宅の所有者以外の方が耕作することは困難な状況でありました。現地の状況から、第3調査部会では指定相当と判断をいたしております。

続きまして、議案書72ページをお願いいたします。  
受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地は住宅の裏側の農地でありまして、ちょうど遊休地でありました。また、進入路がなくて、住宅の所有者以外の方が耕作することは困難な状況でありました。

現地の状況から、第3調査部会では指定相当と判断をいたしております。

なお、一部申請地内に竹の侵入がありましたので、竹の伐採が必要な部分がある状況であったということです。

以上、報告をします。

議長

それでは事務局お願いします。

事務局

議案書の68ページでございます。

こちらの住宅に附属する農地の指定申請が上がってきた場合、この7つの審査項目によって判断していただくものでございますけれども、こちらは7つの項目のうち(1)から(7)まで全て該当するという内容でございます。以上でございます。

議長

ただいま説明がありました。これにつきまして、何か質問、御意見ありましたらどうぞ。

ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。  
農地指定に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、その他の項に移ります。事務局。

事務局

議案が終わりまして、75ページ以降でございます。

75ページにつきましては、農地法施行規則29条第1号というところで、2アール未満の農業用施設の方で、農業用倉庫建築の届出が上がっておりますので、この場で報告させていただきます。

次につきましては、農地移動適正化あっせん譲受候補者登録申出の取下げについてということで、2月の総会で継続となりまして、3月、また今回の調査部会の面談という部分についても日程調整がつかないというところで、御本人のほうからこの登録申出につきましては取り下げたいという申出がありましたので、今回取下げというところで議案から外しているところでございます。

続いて81ページでございますが、農地移動適正化あっせん申出の取下げについてということで、こちらは先ほどの推進機構売買を行うというところで、3月総会のほうであっせん委員や譲受候補を選定しておりましたが、取下げが出たという内容でございます。

82ページ以降は、新規就農のヒアリングでございます。

85ページからは農地対策A班の報告でございます。

議長

それでは、農地対策A班の報告をお願いいたします。

農業委員

農地対策委員A班から3月24日の調査視察についての報告を行います。

**【資料に基づき報告】**

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、次に経営改善計画認定申請者について説明をお願いします。

事務局

議案書 88 ページ、最後ですけれども、こちらは3月の審査分ということで、認定農業者の更新に係る分、また3月に認定農業者の新規の方の意見を述べさせてもらった内容で、農業振興課の担当のほうから、こちらは認定並びに認定の更新を行ったという資料でございますので、御一読いただければと思います。

議長

今後の予定についてお願いします。

事務局

#### 【資料に基づき説明】

続けて申し上げますが、今回、資料が最初に配っておりますけれども、こちらの中で2枚ものの分で、見出しが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応についてというところを御覧いただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、2ページになりますが、この中で記載しております内容ですが、1番の見出し、農業委員会の総会の開催についてというところでうたわれております。

農業委員会法 27 条の関係とか、同 30 条の関係とかとありますが、こちらは緊急事態宣言も発令されたという状況の中で、農業委員会総会については基本過半の出席がなければ開催できないというところもあるところですが、(2) で書いていますとおり、出席による方法でなくともいいですよ。例えばテレビ会議やタブレット端末等を活用してと、こういう部分で人の密接密集とかというところを避けてもいいですよ。

(3) につきましても、過半の出席があれば可能であるため、出席を減じて開催することも差し支えないですよとかというところで、農業委員会総会につきましては、こういう形で法令審議の場でございます。

次にいきますと (5) ですが、やむを得ず総会を延期する場合にはということで、こちらは法令審議でございますので、農業委員会総会事務局より許可申請者に対して許可事務が遅れることをできる限り丁寧に説明して、理解を得ることが必要であるというところ、今回の申請に関しても、契約を事前に交わしておいて、許可が出たら契約が履行できるというところであるんですけれども、個人の契約の間で期間を決めているケースがあるので、総会を延期できるのかという部分については、ちょっと疑問が残るところでありますけど、この農業会議の通知によれば、申請人の理解が得られれば、得る必要があるという記載で、コロナウイルス対策として、総会の縮小等、何か検討していただきたいという内容でございます。

農業委員会の法令審査処理は農地法でうたい込まれている事務処理期間とか書類の送付すべき期間とかというのも定義されておるわけですが、この部分につきましても延ばすことも可能であるけれども、18条関係、賃借権の解約、県許可の分の書類送付ということについては該当しないよとかという部分もありますので、こういう特例等もございしますが、法令審議に対してもこういう対策が必要だというのをうたい込んである状況でございます。

これに絡めてではないんですけども、先ほど予定でいきますと、法令審査に該当するしないていきますと、予定の右側の第1調査部会につきましては、これを基に総会で提案という部分がございますので、絡むのではないかと。また、農政対策、農地対策につきましては、こういう時期でございしますので、延期が考えられるのではないかとこのところがございします。

今後の予定を掲載しておりますが、後に農業委員会三役の方と協議させていただきまして、延期するという内容が決定しましたら、後日通知を各委員のほうには差し上げたいと考えておる次第でございます。

その他としまして、お手元に封筒があると思えます、黄色の封筒。この分につきましては、農業振興課の担当からの依頼でして、担い手農家支援事業に関するアンケートの御協力のお願いです。アンケートを三、四か所ほど御記載いただく分がありますが、内容を御確認の上、返送のほうをお願いしたいと思っております。

次に、推進機構の売買ということをつけておりますが、見出しとしましては、福岡県農業振興推進機構売買の取扱いの見直しというところで、次につけている資料については御一読いただきたいと考えております。

簡単に言いますと、取扱基準が変更になったということで、今年の4月1日から推進機構の売買事業、特例事業につきまして取扱いが変わるという内容でございます。

まず1番の基準面積の変更という部分につきましては、農業委員会のあつせん基準150アールがございしますが、推進事業機構売買につきましても同様の平均規模以上という基準があります。以前は、合併前の旧市町村地区でこの面積をクリアしておけば150アールに満たなくても該当しますよという見解でございました。前原地区が143とか二丈が133、志摩地区が112アールということでありましたが、この分を、恐らく農業センサスの平均規模ということで、糸島地区としては155アールで統一しますということでございます。

こちらにつきましては、福岡県内一律の改定でございますので、各市町村辺りもこういう基準面積の変更が行われておる。4月1日から定めました基準面積を適用していくという内容でございます。

続きまして2番、農用地等の買受け予定者に係る資金証明等の添付についてということでございますが、追加資料が増えますよということもあ

るんですけども、売買価格が500万円以上を超える場合というところで、今回議案のほうで所有権移転の審議もありましたとおり、500万円を超える案件もございました。この分につきましては、4月1日から徹底するという意味合いでございまして、自己資金の場合につきましては、残高証明とか通帳の最後のページの写し等で確実にやるよという根拠的なものが必要になってくるというところでございます。

売買につきましては自己資金、次に融資による買受け希望というのがございますけれども、この融資による場合につきましては、今後は融資決定を受けないと売買事業に入れないという内容でございます。融資を受けてする場合については、やはり機構のほうも全件県内で扱っている中で、融資が下りないまま、なかなか売買事業が進まない部分があるというところでもございました。ですので、通常、契約、間に入っていた委員さんは記憶等あると思いますが、通常契約会が終わったら、売主が機構に譲り受ける審議が終わった後、2か月後に機構から買受ける議案が上がってくるものだというところがあるんですけども、今回、融資による買受けを希望される方につきましては、融資決定が行われないと、この事業自体を行わないよという取決めとなったという通知でございます。

ですから、よく事務局のほうで、この人たちが機構売買を活用して売買したいという農業委員さん等からの相談があった場合、まず自己資金で買うか融資で希望するかと聞き取りながらしていきますので、スケジュール調整が今までどおりとちょっと変わってくると。1か月、2か月遅れるケースが出てくるというのがございますので、今回見直しがありましたというところでお知らせするものでございます。

あとは、今回お配りしておりませんが、農地法4条の規定による部分での計画変更申請、段々畑の分でございます。こちらについては、農業委員会総会では6項目ほど多数決取りまして、非承認だということでも県のほうに送っていたところがございます。その後、県のほうも本人とか事業者を呼び出して、事情確認等も行って、書類の精査を進めてきたというところで、先月のちょうど農地対策委員会、24日ですが、県の方が説明に來られました。結論としましては、承認いたしますよという内容でございます。詳細につきましては、資料等も頂いておりますが、結論としまして、本人の農業経営に関する計画に対して阻害してはならないという部分と、本人が農業経営をやるんだという部分でそこを信用するしかないというところで、県のほうもいろいろ申請人と事業者を呼び出して、いろいろ小川や小山の件だの、通路の件だのいろいろ聞き取って、ポンプアップの仕方はどこなんだ、具体的に示してくれとかという部分も細かく聞き取りをしましたが、やはり許可基準上、ここの項目に該当したら許可ができないという基準に触れることがなかったと。許可する上に至っては、もう許可せざるを得ない状況にしかないので、許可を出したという部分で説明があり



ました。

皆さんも、地元委員が特に気になるところではございますが、そういった内容で、農業委員会のほうも当然反対意見で非承認ということで送っておりますが、県のほうもそれぞれ細かい項目を聞き取りながら、書類の訂正をしながらというところで、最終的には行政処分という判断を下す際に、許可ができない、承認できないという項目に該当する項目がなかったというところで、承認となりましたという説明がありましたので、この場を借りて承認となったというところで、3月18日付の承認でしたので報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

議長

県のほうとも聞き取り調査をしながら、その文書化がしてないから、その敷地内に観光客といいますか、あの人たちを入らせませんか、そういったものは全部文書で取っておるそうです。そういったことがあったら、それはいかんですよということがあって、こっちからも言われますので、そこは安心しておってくださいということでした。

農業委員

今のことですけれども、県がそういうふうで許可したということは、やっぱり地元としては、あんたたち農業委員はよく許可したなということをやっぱり言われます。そのときは、一応私たち市の農業委員としては全員駄目だというふうな意見を言っていましたけれども、県のほうがそういうことで許可しておるということは、誰か住民の人から言われたときは、そういうふうで答えていいとですか。

議長

県のほうが許可しておるけんですね。私たちには権限はありませんということでごってください。

農業委員

昨年末、アンケートを取りましたね、土地の。あれの経過あたりが分かれば。分からなければ来月でも、状況だけでも報告してもらいたいと思います。

事務局

年内に回収した分ということで、3項目ほどのアンケート調査ということで、すみません、引継ぎ等で、もう回収して、データ入力まで終わっておるというところですので、来月にでも集約できた分を御報告したいと考えております。以上です。

閉会の挨拶のほうを平野副会長よりお願いいたします。

副会長

皆さん、今日は慎重審議御苦労さまでした。これをもちまして第14回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

令和2年4月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

8 番 成 吉 隆 義

12番 宗 孝 幸